

三重県公共事業再評価対象事業

所管部局	事業区分	事業採択後一定期間を経過して未着工の事業			事業採択後長期間経過している事業		再評価実施後一定期間を経過している事業
		事業採択の定義	一定期間	未着工の定義	長期間の定義	実施時期	
県土整備部	都市公園事業	事業の予算化	5年間	用地買収手続き、工事ともに未着手	10年間を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業	10年目の年度末までに実施	5年
	土地区画整理事業	事業の予算化	5年間	用地買収手続き、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手			5年
	下水道事業	事業の予算化	5年間	用地買収手続き、工事ともに未着手			10年
	市街地再開発事業	事業の予算化	5年間	権利変換計画または管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続きに未着手			5年
	河川事業	事業の予算化	5年間	用地買収手続き、工事ともに未着手			5年 (注2)
	ダム事業	事業の予算化	5年間	補償基準が未妥結または工事に未着手			
	砂防・地すべり対策 急傾斜地崩壊対策	事業の予算化	5年間	用地買収手続き、工事ともに未着手			5年
	海岸事業	事業の予算化	5年間	用地買収手続き、工事ともに未着手			5年
	道路・街路事業	事業の予算化	5年間	用地買収手続き、工事ともに未着手			5年
	公営住宅整備事業	事業の予算化	5年間	工事に未着手			5年
	住宅宅地関連公共 施設整備促進事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定					5年
	港湾整備事業	事業の予算化	5年間	現地で実際の工事に未着手			5年
農林水産部	農業農村整備事業	事業の予算化	5年間	用地買収手続き、工事ともに未着手	採択後10年を経過して継続中の事業	当該時点の属する年度(11年目) (注1)	5年 (注1)
	水産基盤整備事業	事業の予算化	5年間	用地買収手続き、工事ともに未着手	10年間を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業	当該時点の属する年度(11年目)	5年
	漁港海岸事業						
治山事業及び森林 整備事業	事業の予算化	5年間	現地で実際の工事に未着手	採択後10年を経過して継続中の事業	当該時点の属する年度(11年目)	5年	
企業庁	水道事業	事業の予算化	5年間	用地買収手続き、工事ともに未着手	採択後10年を経過して継続中の事業	当該時点の属する年度(11年目)	5年
	工業用水道事業	事業の予算化	5年間	用地買収手続き、工事ともに未着手	採択後5年を経過して継続中の事業	前回の評価(事前評価含む)から5年目に属する年度	5年

補足

・着手後の再評価については、評価を実施しようとする年度に事業が終了する場合は、評価を実施しない。

注1 評価対象年度までに本体工事を完了し、残事業が換地業務又は補償工事のみの事業は再評価の対象外とする。

注2 河川整備計画の策定・変更を行う場合には、要綱第8条を適用するものとする。

この場合、再評価対象年度までに、当該計画の策定に関する内容について流域委員会で審議が開始されていることを要件とする。